第八の一中「現在」の下に「国内において感染者が減少している」を加える。

第九の二の3中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症等のそれぞれの感染症について、予防のための方策をまとめた総合的な」を「特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、」に改める。

第十一の一の1の後段を削る。

第十二の四の5を同四の6とし、同四の4を同四の5とし、同四の3中「2」を「3」に改め、同四の3を同四の4とし、同四の2を同四の3とし、同四の1の次に次のように加える。

2　感染症を人に感染させるおそれがある動物（法第五十四条の規定により輸入が禁止されているものを除く。）又はその死体を輸入しようとする場合にも、法第五十六条の二の規定に基づき届出書の提出及び感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いが無い旨等を記載した輸出国政府機関の発行する衛生証明書又はその写しの添付を求める。

第十二の六中「の拡大予防接種計画等への協力」を「との連携等国際協力」に改め、同六の1を削り、同六の2を同六の1とし、同六の3を同六の2とする。

○厚生労働省告示第七十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十八条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第六号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
宮城労働局長、埼玉労働局長、滋賀労働局長、京都労働局長、大阪労働局長、兵庫労働局長、奈良労働局長及び和歌山労働局長以外の都道府県労働局長	平成二十九年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。以下同じ。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間
宮城労働局長	平成二十九年四月一日	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部	一年間
埼玉労働局長	平成二十九年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	一年間（第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務については六月間）
滋賀労働局長	平成二十九年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	六月間
京都労働局長	平成二十九年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	三月間
兵庫労働局長	平成二十九年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	九月間

○農林水産省告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　富山県南砺市杉尾字八ケ谷二の一〇、字北ノ平三の七、三の八、利賀村大勘場字中口二四の一・二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇、二一の二、二六の一から二六の五まで、二七から二九まで、三一の一、三一の二、字千束四六、高畠字アシゴロマイ二の一、四、田尻字南谷四〇四三、四〇四四の一、在房字石名坂二の一（次の図に示す部分に限る。）、三〇六七の一、林道字市頭島一四五七の一、一四六〇の一から一四六〇の三まで、一四六一、一四七〇から一四七二まで、三三九二、三三九三、三三九六から三四〇三まで、大鋸屋字大谷島四三の一一、利賀村百瀬川字東山一四五、一四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）